

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市武儀下岩浄水場

水源種別: 深井戸

採水の場所: 道の駅 平成

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
4	水銀	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
5	セレン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
6	鉛	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
7	ヒ素	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
8	六価クロム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10	シアン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12	フッ素	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
13	ほう素	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
15	1,4-ジオキサン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25	ジブロモクロロエタン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27	総トリハロメタン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29	ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32	亜鉛	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
34	鉄	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
35	銅	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
37	マンガン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
42	ジェオスミン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
43	2-メチルイソボルネオール	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
44	非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45	フェノール類	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	基準値の5分の1以下
46	有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 49 9 9 49 9 9 51 9 9 49 9

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市下之保846-1 森美子宅